

返戻金制度に関する事項

記

職業安定法施行規則第 24 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する返戻金制度について、
当社はこれを設けておりません。

したがって、当社の職業紹介により採用された求職者が、入社後に早期離職した場合
その他これに準ずる事由が生じた場合であっても、返戻金制度に基づく職業紹介手数料
の全部または一部の返還は行いません。

以上

Let's Work in Japan 株式会社

有料職業紹介事業許可番号：13－ユ－319355